

中国公船による尖閣諸島領海への度重なる侵犯行為 及び与那国町漁協所属漁船への追尾に対する抗議決議

当市行政区域である尖閣諸島周辺を航行していた中国海警局の船(以下、中国海警船)4隻が、5月8日に領海内を侵犯、うち2隻が魚釣島の西南西約12キロの海上で操業中の与那国町漁協所属の漁船「瑞宝丸9.7t」に接近し追尾を行ったことから、警備にあたっていた海上保安庁の巡視船が漁船の安全を確保し領海侵入に対する警告を行い現場は一時、緊張が高まった。

中国海警船は、翌日9日から10日にかけても引き続き2隻が領海内を侵犯、3日連続の領海侵犯は異例で、領海内を航行していたおよそ26時間という時間は過去2番目の長さであり、中国海警船による尖閣諸島領海侵犯や領海外側の接続水域での航行は、昨年から今年にかけ増加している。

今回の中国海警船の行った行動に対し、日本政府は、ただちに主権の侵害であるとして中国政府に対し厳重な抗議を行ったが、中国外務省は「漁船は中国の領海で違法に操業していた。」として、尖閣諸島領海で日本の漁船が違法操業したと法執行権を初めて主張、また「日本側に新たな争いごとを作り出さないよう求める。」などとして自らを正当化し、逆に日本政府を批判した。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、当市行政区域の従来から極めて重要な漁場であることから、中国政府の主張と中国海警船の行った行動は断じて容認できるものではなく嚴重に抗議する。

令和2年5月15日

石垣市議会

あて先 中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使